

地域班会議実施要領

第1 目的

この要領は、地域班設置規程第7条の規程により、地域班会議（以下「班会議」という。）の実施について必要な事項を定める。

第2 開催の時期

班会議は、年2回、前期（6～7月）と後期（12月～1月）に開催する。

第3 関係者の出席

前期の班会議は、センターの役員等が出席してセンターの現状報告を行い、会員との連帯意識の醸成に努める。

後期の班会議は、地域班長がセンターの現状報告を行い、会員との連帯意識の醸成に努める。

第4 報告

地域班長は、班会議終了後「地域班会議開催状況報告書」を作成し、速やかにセンターに提出する。

第5 要領の改廃

この要領の改廃については、理事会で決定する。

付 則

この要領は、平成5年3月29日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

付 則

この要領は、平成16年8月31日から施行し、平成16年10月1日から適用する。

付 則

この要領は、平成18年4月28日から施行し、平成18年5月1日から適用する。

付 則

この要領は、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要領は、平成21年5月1日から適用する。

付 則

この要領は、平成23年5月1日から適用する。

付 則

この要領は、平成28年4月1日から適用する。